

校正作業の不備による検査機器の設定誤りについて

本年9月2日、一般社団法人日本自動車機械工具協会(以下「機工協」という。)の校正員が独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という。)中部検査部四日市事務所の前照灯試験機1台の校正作業を実施した際、すれ違い用前照灯の検査モードを「カットオフライン有り」から「カットオフライン無し」に変更したにもかかわらず、元の状態に戻し忘れたまま同事務所に引き渡しました。そのため、9月3日午前9時から自動車機構の職員が変更気づく14時頃までの間に当該試験機を用いて検査を実施した車両35台について、すれ違い用前照灯の性能が基準を満たさない状態で基準適合と判定したおそれがあります。

これらの車両については、大変恐縮でございますが、基準適合性の確認検査※を実施いたしますので、受検についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

このような不備を発生させたことにより、受検者や整備事業者の皆様をはじめ多くの関係者の皆様方に多大なご迷惑をお掛けしていることを深くお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に向けて全力を尽くしてまいります。

※確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

1. 概要

カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の性能の基準(①)は、測定点における光度が6,400cd 以上であり、エルボ一点の位置が所定の範囲内にあることと規定されています。(別紙をご参照ください。)

一方、カットオフラインを有さないすれ違い用前照灯の性能の基準(②)は、最高光度点が照明部中心より下方、かつ、車両中心よりも左方にあり、最高光度点における光度が6,400cd 以上であることと規定されています。

四日市事務所第1コースの前照灯試験機において、本年9月3日の午前9時から14時頃までの間、すれ違い用前照灯に係る検査モードが「カットオフライン有り」から「カットオフライン無し」に変更されていたため、その間、①の基準を満たさない車両についても②の基準を満たしていれば適合と判定してしまう状態となっていました。

この結果、当該コースで審査した35台については、すれ違い用前照灯の性能が基準を満たさない状態で基準適合と判定した可能性があります。

2. 確認検査の実施について

上記事由により、基準不適合車を適合と判定したおそれのある車両の使用者の皆様あてに確認検査の受検に関する封書(ダイレクトメール)を送付いたします。ダイレクトメールがお手元に届きましたら、速やかにご開封いただくとともに、内容をご確認ください。

なお、確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

3. 本事案が発生した原因

機工協の校正員が校正作業の終了後、実車を用いて前照灯試験機の作動確認を行った際、最後に「カットオフライン無し」の検査モードに切り替えて作動状態を確認し、その後、校正員が検査モードを元の状態に戻すことを失念したことが原因です。なお、検査モードの設定状態は検査機器の設定画面に表示されますが、機器により表示の仕様が異なることから、当該校正員はこれを誤認し、設定の戻し忘れに気がありませんでした。

4. 再発防止対策

- ①現在、機工協において、前照灯試験機の校正作業終了後の作動確認の手順を具体的に定めていないため、今後、実車による作動確認を行う場合には、最後に「カットオフライン有り」の検査モードで確認することとし、その旨を関係する規程に盛り込みます。
- ②検査機器の設定画面における各種表示について、機器により仕様が異なることから、機工協において、当該表示の誤認対策を早急に検討します。
- ③機工協において、引き渡し前の判定値及び各種設定の確認を確実に実施するよう校正員への徹底を図るとともに、自動車機構においても、機工協による確認が実施されたかどうかのチェックを行うこととします。

5. 関係者の処分について

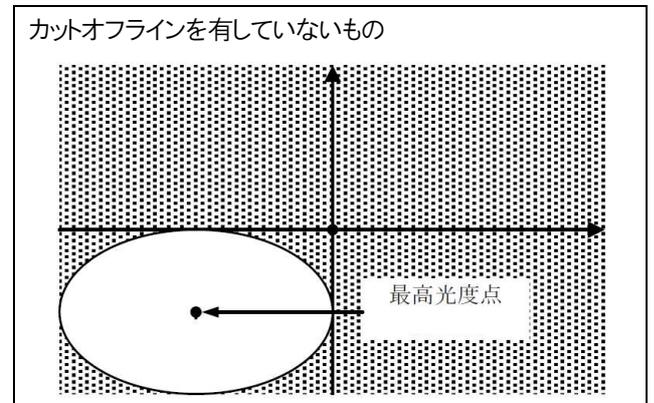
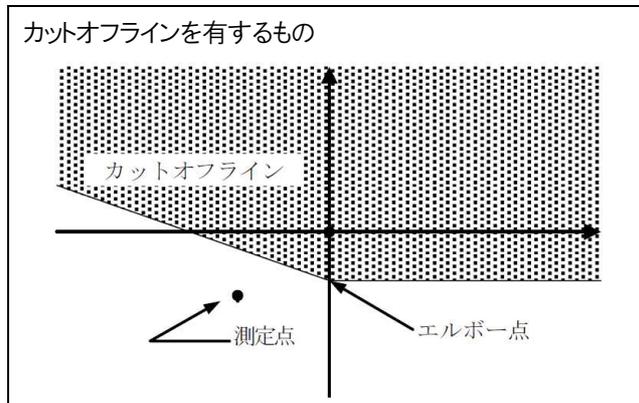
本事案に関与した機工協の職員については、機工協の就業規則に基づき厳正に対処いたします。

この度は、関係の皆様にご多大なるご心配とご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。今後、このような事態を発生させないよう機工協及び自動車機構において再発防止に全力で努めてまいります。

〈本件に関するお問い合わせ先〉
一般社団法人 日本自動車機械工具協会
校正課
電話:03-3203-5199

独立行政法人自動車技術総合機構
企画部 企画課
電話:03-5363-3441(代表)

【すれ違い用前照灯の配光例】



※カットオフラインとは、すれ違い状態の照射方向を調節する際に用いる光の明部と暗部を分ける線をいう。

※エルボー点とは、カットオフライン上におけるすれ違い用照射光線の照射部分の中心及びその近傍にある最大の屈曲点をいう。

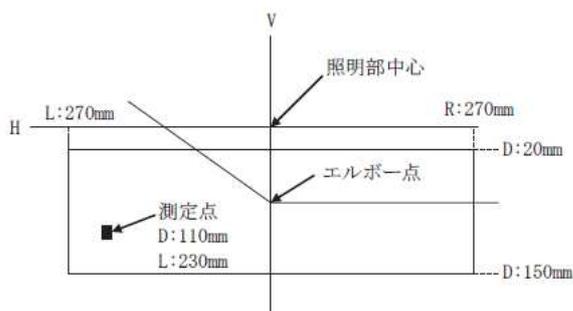
※測定点とは、前方10mにおいて照明部中心より下方110mm(照明部中心の高さが1mを超える場合は160mm)、左方230mmの位置をいう。

【すれ違い用前照灯の性能の基準】

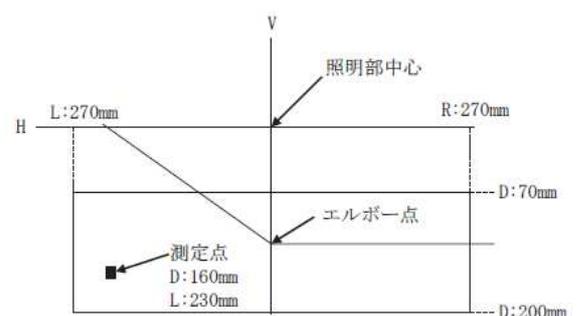
①カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の性能の基準

- ・測定点における光度が6,400cd以上であること
- ・エルボー点の位置が所定の範囲内にあること

※所定の範囲内とは、前方10mにおいて照明部中心より下方20mm及び下方150mm(照明部中心の高さが1mを超える場合は下方70mm及び下方200mm)の直線と左右にそれぞれ270mmの直線に囲まれた範囲内をいう。



【照明部の中心の高さが1m以下の場合】



【照明部の中心の高さが1m超の場合】

②カットオフラインを有さないすれ違い用前照灯の性能の基準

- ・最高光度点が照明部中心より下方、かつ、車両中心よりも左方にあること
- ・最高光度点における光度が6,400cd以上であること